

別記様式(第4条関係)

会議録

会議の名称	令和元年度第1回加東市文化財保護審議会
開催日時	令和元年9月12日(木) 午前9時から午前11時まで
開催場所	加東市滝野公民館2階講座室(加東市下滝野1369番地)
出席及び欠席委員の氏名	(出席委員4人) 瀧原 務、神崎 壽福、湖内 克利、米田 豊 (欠席委員2人) 中西 正和、小山 真永
説明のため出席した者の職氏名	無し
出席した事務局職員の氏名及びその職名	加東市教育委員会教育振興部長 西角 啓吾 生涯学習課 課長 長田 徹 係長 吉田 浩康、主査 藤原 光平
議題、会議結果、会議の経過及び資料名	1 会議内容 (1) 令和元年度加東市文化財事業について (2) 加東市文化財保護事業の内容・方針について (3) その他 ・ 朝光寺所蔵「木造千手観音立像」の重要文化財指定 ・ 日本遺産「1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～」の認定 2 会議の経過 別紙のとおり

令和 元年 11月 9日

会 長 瀧 原 務

署 名 人 神 崎 壽 福

署 名 人 湖 内 克 利

(別紙)

令和元年度第1回加東市文化財保護審議会 会議の経過

発言者	会議の経過／発言内容
事務局 (藤原)	1 開会 2 部長挨拶 3 会長挨拶 4 会議内容 (1) 令和元年度加東市文化財事業について説明。
会長  事務局 (藤原)	厚利山王神社本殿保存修理事業について、今後自然災害等で文化財に被害が及ぶ可能性が増えてくると想定される。そのため、事前に被害に遭いそうな箇所をチェックし、未然に防止するための対策を講じるべきではないか。被害に遭ってから修繕にかかる費用と、未然に防止するための費用とを比べてみれば、後者の方が費用的には安価であるのではないか。過去において、未然に防止するために対策を講じた例は無かったのか。 平成29年度に国宝朝光寺本堂において、台風による倒木により、本堂に倒れかかる危険性が高かったため、当市において倒木伐採に係る補助金を交付した例がある。
会長  事務局 (藤原)	当課において、今後自然災害等で文化財に被害が及ぶ可能性がある箇所は把握している。当該文化財所有者と相談しながら、未然に防止できるよう進めていきたい。 前にも言ったように、今後自然災害等で文化財に被害が及ぶ可能性が増えてくることが想定される。そのため、被害を未然に防止するための予算を計上しておくことも必要ではないか。 被害を未然に防止するための費用については、当然、当該文化財所有者に対しても、費用負担を強いることとなる。その辺りについて、所有者の思いも酌みながら検討していきたい。
会長 事務局 (課長)	ほか何かありますか。 耐用年数に応じて、定期的に機器等を更新するためなど、必要となる理由が分かるものについての予算を要求することは可能であるが、不確定要素の高いものに対する予算の要求は、難しい。まず、不確定要素に係る試算が難しい。また、どこまでが被害を未然に防止することとなるのかの判断が難しい。その辺りの問題を解決出来るかどうかというのが、今後の課題である。
米田委員	事務局の話についてはある程度理解は出来るが、問題解決について、もう少し工夫出来ないだろうか。
事務局 (課長)	前向きに検討していく。
米田委員	市民からも要望を挙げていただいて、その中から緊急性の高い箇所については、未然に防止するための対策を講じるべきではないか。
事務局 (課長)	当該文化財所有者に対しても費用負担を強いることとなるので、こちらの思いだけで動くことは難しいが、今後検討していきたい。
米田委員	ぜひとも検討してほしい。
事務局 (藤原)	(2) 加東市文化財保護事業の内容・方針について説明。
会長 米田委員	質問はありますか。 現状において、教育委員会の所管業務は広範囲に及ぶ。しかし、今の説

事務局 (藤原) 米田委員	明では、その中の文化財行政を教育行政から切り離し、市長直属の機関にすることは可能であるという理解で良いか。 条例で定めれば可能である。近隣の県においてもそのような動きはある。
事務局 (藤原)	文化財行政のトップが文化財の専門職の者であれば問題ないと思うが、加東市においてそのように出来るかどうかは疑問である。 この法律改正に関して、国会等でもいろいろな意見も出ており、かなり懸念する声も聞かれる。
事務局 (藤原)	「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」について説明。
事務局 (藤原) 米田委員	兵庫県内の市町村においては、今のところ目立った動きは聞かれない。しかし、近隣府県内においては、少し動きがあるとは聞いている。 文化財の専門的知識のある教員を、人事交流の一環で、その教員の在職している自治体内にある博物館へ出向させる制度があると聞く。しかし、文化財行政を市長部局に移すと給与体系が異なってくるために、そのような制度が成り立たなくなる恐れがあるのではないか。
事務局 (課長)	県下の会議等で、今回の法律改正に係る生涯学習部門における都市部と郡部との反応においては、温度差がある。 当市の場合、都市部に比べると小規模であり、仮に市長部局に移行したとしても、現状とそれほど変化はないのではないかと考える。
会長 事務局 (藤原) 米田委員 事務局 (藤原) 米田委員	文化財保存活用計画策定は、必須なのか。 長期的に見れば、その可能性は高いのではないかと考える。 この資料は、文科省が作成したものか。 いえ、文化庁が作成したものである。 そうですか。私の感想では、計画策定しなければ、今後、当市において予算が下りてこない可能性が高いのではないかと考える。
会長	都市部よりも小規模な自治体においては、人員不足のため、計画策定は難しいのではないか。当市においても、文化財行政に係る増員要望をしなければ、対応出来ないのではないか。 市長に要望すべきではないか。
米田委員 会長 事務局 (藤原)	そうですね。 今回の計画策定等について、少しハードルが高い面もあるが、近隣市町の動向を見ながら検討していきたい。
会長 米田委員	資料作成等、事務局は大変だと思う。 文化庁は文化財行政を推し進めるためにも国の予算を取るのに、この内容を進めようとしている部分はあると思う。しかし、当市にとってみれば、大変なことである。
会長	近隣市においては、専門的知識のある定年退職された方を再雇用しているケースもあると聞く。当市においても、そのような検討も必要ではないか。
米田委員 事務局 (藤原) 米田委員	交付税措置は出来ないのか。 具体的にどの内容のことか。 今回の法律改正に係る文化財保存活用計画策定等に対して、交付税の中から必要な費用を文化財関連の予算に振り替えることは出来ないか。
事務局 (課長)	出来ない。
事務局 (藤原)	(3) その他 ・ 朝光寺所蔵「木造千手観音立像」の重要文化財指定について説明。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本遺産「1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～」の認定について説明。</li> <li>・ 三草藩武家屋敷旧尾崎家の今後の活用案について説明。</li> </ul>
<p>湖内委員 事務局（課長）</p>	<p>三草藩武家屋敷旧尾崎家の今後の活用案について、会議に使用したり、ミニコンサートを開いたりすることを許可するようなことか。</p> <p>三草藩武家屋敷旧尾崎家が、今よりもっと良い方向で活用でき、その様子をPRすることにより、当家の良さを広く周知することが出来ないものかという所からのスタートである。イメージとしては、昔でいう寺子屋みたいなもので、現在で言えば、子供教室やアフタースクールのような活用を想定している。また、そこで学んだ児童の記憶に、当家の良さを残してもらえれば、今後の文化財保護の継承につながるのではないかと考える。</p> <p>ただ、当然、市指定文化財であることも考慮し、棄損の無いよう配慮が必要ではある。</p>
<p>米田委員 事務局（課長） 米田委員</p>	<p>条例上、目的外使用に当たらなければ問題ないと思うが、今回の活用案について、その辺りのことはクリアされているのか。</p> <p>現状の条例においては、使用目的が「観覧」に限定されている。</p> <p>そこは変えなければいけない。案としては、非常に素晴らしいので。現状の条例のまま活用案を推し進めたとした場合、目的外使用となってしまうため、法律違反の恐れがある。</p> <p>もし、今回の活用案を進めることとなれば、例規改正も必要であることは認識している。</p>
<p>米田委員 事務局（課長） 事務局（藤原）</p>	<p>もし、今回の活用案を進めることとなれば、例規改正も必要であることは認識している。</p> <p>例規改正による目的外使用以外で、そもそも保存すべき文化財をそのようなことに使用すること自体問題があるという意見があれば、再考しなければならない。そうではなく、活用案自体問題ないということであれば、今後、そのような方向で検討していきたい。</p> <p>既に、実態は先行しているのではないのか。</p> <p>先行はしていない。構想段階である。</p> <p>三草藩武家屋敷旧尾崎家が市指定文化財であることを鑑み、きちんとした計画策定及び審議は当然必要となってくることは認識している。また、施設管理の部分においても、無人ではなく、有人により管理していくべきであるとは考えている。それらのことを条例上に盛り込んだ上で活用案を推し進めていければと考える</p>
<p>神崎委員</p>	<p>観覧者数も増えない状況の中、事態改善のために新たな活用案を推し進めていくこと自体、良いことだとは思いますが、それまでには先に例規の改正が必要であると思う。</p>
<p>会長</p>	<p>他市において、登録文化財の非常に良い活用例は聞くが、難しいのは管理の面である。方向性については問題ないので、管理方法についてももう少し聞き取り調査等行いながら検討してほしい。</p>
<p>神崎委員 事務局（藤原）</p>	<p>照明・空調の改修等は、どうしようと考えているのか。</p> <p>もし、活用案を推し進めていくことになれば、当然、施設の修繕等改修の必要性が出て来る。その辺りの予算要求も検討していきたい。</p>
<p>神崎委員 事務局（藤原）</p>	<p>昨今、夏の暑さは厳しいものがある。</p> <p>その辺りも周辺の事情等を調査の上、検討したい。</p>